

転換社債市場に係る利便性向上等について

平成14年1月15日
株式会社東京証券取引所

1. 改正の趣旨

最近における転換社債券の流通状況については、当取引所転換社債市場の売買高を取引所外取引の売買高が上回る状態となっているが、転換社債券については、上場株券に転換できるという性格からしても価格形成の公正性及び透明性が高い東証市場において売買が行われることが望ましいと考えられる。

しかしながら、当取引所に対しては、消化件数に係る上場審査基準が厳し過ぎる、また、呼値の単位が大きすぎるなど売買制度の使い勝手が悪い等の問題点が指摘されており、こうした問題点に対応するため、上場制度及び売買制度について必要な見直しを行うこととする。

2. 改正の内容

項目	内容	備考
(1) 売買関係 呼値の単位の変更	転換社債券の呼値の単位については、額面100円につき10銭となっているが、いわゆる利回り銘柄についてはより細かいプライシングが求められていることを勘案し、呼値の単位を額面100円につき5銭とする。	・ 外貨建転換社債券は、100ポイントにつき0.05ポイントとする。
特別気配の更新時間の変更	転換社債券に係る特別気配の更新時間については、本年3月のCBシステムの稼働に合わせ3分としたところである。 しかしながら、転換対象株券の価格変動に係るリスクを回避し、売買成立を促進する観点から更に短縮するよう市場参加者から求められていることを受け、転換社債券に係る特別気配の更新時間を1分とする。	・ 特別気配表示後、売買成立までの時間も1分とする。 ・ 新株引受権付社債券等についても同様の対応とする。 ・ 新規上場銘柄については、現行どおりとする。
(2) 上場基準関係 消化件数に係る上場審査基準の見直し	上場時に必要な転換社債券の消化件数に係る基準は、現在、発行額面総額に 応じて、1,000件、2,000件、3,000件としているが、これは株券と同様に上	・ 新株引受権付社債券等についても同様の対応を行う。

項 目	内 容	備 考
し	<p>場後に一定の流動性を確保する観点で設けられているものである。</p> <p>しかしながら、当該基準が厳しいため、当取引所への上場が困難になっているとの指摘があり、また、一部の発行が海外市場に流出している可能性もある。</p> <p>そこで、消化件数基準については、一律 1,000 件に緩和することにより、転換社債券の東証上場を促進することとする。</p>	
株式交換等に伴い発行される転換社債に係る簡易な上場審査基準の設定	<p>転換社債券を発行している上場会社が他の上場会社に吸収合併される場合には、当該転換社債券は上場廃止となるが、合併会社は被合併会社の権利義務を承継するため、被合併会社の転換社債を承継して合併会社が新たに発行した転換社債については、当該転換社債権者保護の観点から、簡易な上場審査基準で東証に上場することができることとしている。</p> <p>一方、株式交換や株式移転が行われる場合においても、完全親会社が完全子会社の転換社債を承継したいとするニーズがあるが、交換や移転の対象となるのは株式にとどまることから転換社債を承継することはできず、完全子会社の転換社債が繰上償還されている。しかしながら、昨今、完全子会社となる会社が発行していた転換社債の乗換えのために完全親会社が新たに転換社債を発行して、その払込みを完全子会社の転換社債券で行う方法が検討されることがある。</p> <p>そこで、転換社債権者保護の観点から、株式交換等に伴って、完全子会社となる会社が発行する転換社債の乗換えのために完全親会社が発行する転換社債券についても、合併の場合と同様に発行額面総額や消化件数などの基準を適用しない簡易な上場審査基準を設けることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例 3 条 3 項 1 号。 ・ 新株引受権付社債券等についても同様の対応を行う。

3. 施行日

平成 14 年 3 月 1 日を目途に施行する。ただし、(1) については取引参加者のシステム対応を勘案して実施する。

以 上